

■口腔連携強化加算のリーフレットを作成 厚労省

- ・訪問介護や訪問看護などの事業所による歯科と連携した利用者の口腔管理を促すため、厚生労働省は2024年度の介護報酬改定で新設した「口腔連携強化加算」の概要や加算の取得手順のリーフレットを作成し、都道府県などに周知を促す事務連絡を出した。
- ・リーフレットは、口腔連携強化加算の取得を検討している事業所向けの詳細版と、取得を検討していない事業所向けに体制届け出の提出や口腔状態の評価方法をまとめた簡易版を作った。
- ・口腔連携強化加算は、訪問系や短期入所系サービスの事業所が対象。利用者の口腔の健康状態を評価し、歯科医療機関や介護支援専門員に情報提供すると、利用者1人につき月50単位を算定できる。
- ・口腔の健康状態は、開口の状態や歯・舌の汚れ、奥歯のかみ合わせ、むせの有無、ぶくぶくうがいの状態など8項目で評価する。
- ・厚生労働省によると、歯科治療が必要なのに治療をしていない高齢者の割合は、通所系のサービスに比べ在宅療養中で高いといわれている。全国30以上の介護保険施設の入所者利用者を対象に21年度に行った調査では、歯科衛生士による口腔衛生管理を受けている人の方が、肺炎の発症が少ないことを示す結果だった。また、要介護の高齢者が奥歯のかみ合わせを失うことは、ADLや認知機能の低下などに関わるとされている。
- ・厚生労働省では、訪問介護や訪問看護に関与するスタッフによる評価スキルの向上そのものが、利用者の口腔状態の改善につながるとして、なるべく多くの事業所に加算の取得を検討するよう呼び掛けている。

※詳細は下記資料をご参照ください。

○介護保険最新情報 Vol.1344「口腔連携強化加算に係るリーフレットについて」

(令和7年1月10日) 厚生労働省老健局老人保健課

<https://www.mhlw.go.jp/content/001373162.pdf>